

四	三	二	一	○
發行方法	用振替法の適法	の法律項及び根拠	發行の法律項及び根拠	省令第34号

競とて価のし定あ争争う札価振の以律社第年別十財九利付平成二年八月十五日第五条第一項の規定に基づき、  
 争す得格決、めつ入入。<sup>。</sup>へ格替適下<sup>(平成十三年法律第七十五条)</sup>債一法会四政回付國庫債券(二年)～第三百三十号、  
 入るらを定価らて札札に以を機用を振替法<sup>(昭和二十二年法律第七十五条)</sup>及第ニ年別十財九利付平成二年八月十五日第五条第一項の規定に基づき、  
 札もれ募を格られ、と発による競争は受け取れる。その規定に基づき、  
 発のる入受競た価額け争格時<sup>(昭和二十二年法律第七十五条)</sup>の六三号法律第七十五条の規定に基づき、  
 行に価額け争格時にと行格付本銀もいふ。その規定に基づき、  
 「よ格にた入利競にと行格付本銀もいふ。その規定に基づき、  
 とるをよ各札争行い(以下「札」)と行格付本銀もいふ。その規定に基づき、  
 い發そり申に入わう以争て行のう。その規定に基づき、  
 う行の加込お札れ。下入行とと。その規定に基づき、  
 。(發重みいのにる、「札」をわすし。その規定に基づき、  
 、以行平のて利お入価値「れる」の下価均応募率い札格格とる。その規定に基づき、  
 格非格し募入とてで競競い入の定。

六

イ  
發

価入価・別債行争非者特国札非  
 格行札格第参市及入価・別債発競  
 競発競II加場び札格第参市行争  
 争額行争非者特国発競I加場入

五

ハロイ

方募

入価法入  
 札格決  
 発競定  
 行争の

額面金額で二兆四千七百四十九

込募各割各当も各  
 み限國り申ての申  
 の度債當込るか込  
 応額市てみ。らみ  
 募の場るのその  
 額範特。応のう  
 を囲別募応ち  
 割内參額募応  
 りに加を額募  
 当お者案を価  
 ていご分順格  
 るてとに次の  
 °各のより割高  
 申応りりい

争市る参てしひ価一を場で競  
 入場も加、た価格國定特あ争  
 札特の者財後格競債め別つ入  
 発別にご務に競争市る参て札  
 行参よと大行争入場も加、と  
 一加るに臣わ入札特の者財同  
 と者発応がれ札發別にご務時  
 い・行募各る募一加るに臣行  
 う第へ限國入と者発応がわ  
 ) II以度債札のい・行募各れ  
 非下額市で決う第へ限國る  
 価一を場で決。第へ限國る  
 格國定特あ定。I以度債入  
 競債め別つを及非下額市札

七

口イ  
払

非入価込	行争非者特國行争非者特國	札非	入
競札格金	入価・別債入価・別債	発競	札
争發競金	札格第參市札格第參市	行争	發
入行争額	發競Ⅱ加場	發競Ⅰ加場	行

四二二	でた条特	でた条特	九つ定円兆国項計四つ定う億
十万兆	千利第別	二利第別	四利第別億いに、三債のに億いにち円
億五四	四付一會	千付一會	十付一會九て基同千に規関九て基、
六千千	百国項計	百国項計	千はづ法四つ定す千はづ財
千円七	三債のに	九債のに	五百債のに六債のに五、き第
五百	十に規關	十に規關	九債のに六債のに五、き第
百五十	一つ定す	九つ定す	九つ定す五つ定す万面行十
二十億	億いにる	五つ定す	五百額發六七はづ律九面行第
四十億	円て基法	万面行十	十に規關百額發六七はづ律九面行第
四十三	、づ律	、づ律	、づ律円、づ律
万三千	額き第	額き第	で利第
三十六	面發四	額き第	面行十円で利第
三千九百	金行十	八付一七	七金し六、三付一
十九十	額し六	百國項	百額た條特百國項
		九債の十	九債の十で利第別七債の
		額し六	十に規萬二付一會十に規

十 ロ イ 一 発	九 八	二 ハ
別債行争非者特国札非入価發	替 額	低行争非者特国行争非者特国札
参市及入価・別債發競札格行行	單 面	入価・別債入価・別債發
加場び札格第参市行争發競価	位 金	札格第参市行
者特国發競I加場、入行争格日	發競II加場	發競I加場
額上額	平す額の振	五 千 千
面の面	成るの記替	円 四 千 円
金そ金	二。整載法	百 百
額れ額	十 数又の	三 九
百ぞ百	四 倍は規	十 十
円れ円	年 の記定	一 九
にのに	八 金録に	億 億
つ応つ	月 額はよ	八 千
き募き	十 に、る	百 三
百価百	五 よ最振	五 百
円格円	日 る低替	十 九
六 五	も額口	八 万
厘 厘	の面座	六 四
以	と金簿	

十  
九  
八  
七  
六  
五

十  
四

十  
三  
二

払者入払元償償  
込札場利還還  
期參所金金期  
日加支額限子以

初利入価・  
期札格第  
利發競Ⅱ  
子率行争非

平財日額平利てを毎  
成務本面成子、支年  
二大銀金二をそ払二  
十臣行額十支の期月  
十四か百六払日と十  
年ら円年う以し五  
八年通に八。前、日  
月知つ月六各及  
十月をき十月支び  
五受百五間払八  
日受け円日に期月  
た者属に十  
者すお五  
るい日

額面金額×  
 $\frac{0.1}{100} \times 2$   
規下は期た期平年  
定、が金と成○  
す次そ銀額し二。  
る号の行を、十一  
期及翌休支次五バ  
日び當業払の年一  
に第業う算二セ  
つ十日。式月ン  
い五にたに十ト  
て号支当だよ五  
同に払たしり日  
じおうる、算を  
。いへと支出支  
。て以き払し払